

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

目次

◇ 告 示 農業振興地域の区域の変更

保安林の指定の解除予定(二件)

◇ 内水面漁場
管理委告示

あゆの採捕の禁止

◇ 公 告 消防設備士試験の実施

宅地建物取引主任者資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百二十三号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七
条第一項の規定に基づき、東伯町に係る農業振興地域の区域を次のとおり
変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び鳥取県倉吉地方農林振興
局に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十九年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域
東伯農業振興地	東伯町の区域のうち次の区域を除いた区域 一 御幸川、一般国道九号、町道逢東下伊勢線、町道上伊勢線、町道浦安下伊勢線、県道東伯倉吉線、町道大正通線、県道野井倉浦安停車場線、国鉄山陰本線、赤碓町との境界線及び海岸線により囲まれた区域 二 大山隠岐国立公園の特別地域の一部 三 昭和五十九年三月鳥取県告示第百八十一号(地域森林計画の決定について)で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の東伯町に係る林班番号十三、十六、二十五、二十九から三十二まで、三十九、四十五、四十七、五十二から五十四まで及び五十八から六十までの区域、同林班番号二十、二十一及び三十三の各一部の区域並びに昭和五十八年四月一日現在の国有林の区域

鳥取県告示第四百二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字奥山一八九三の一四・一八九三の一七（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字二舛鉄山所三三三の六・三三三の九（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十九年五月二十五日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

千代川水系に係る河川 引懸（ゾロ）によるものにあつては昭和五十九年

六月一日から同月九日まで、投網によるものにあつ

ては同月一日から同月十日正午まで

天神川水系に係る河川 昭和五十九年六月一日から同月十六日まで（投網によるものにあつては、同月一日から同年七月一日正午まで）

日野川水系に係る河川 昭和五十九年六月一日から同月九日まで（投網によるものにあつては、同月一日から同月二十二日正午まで）

公 告

消防法（昭和28年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12の規定により公告する。

昭和59年5月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時
 - ア 筆記試験 昭和59年8月28日（火）午前9時から
 - イ 実技試験 昭和59年8月28日（火）午後1時30分から
- (2) 試験の場所

鳥取市及び米子市

2 試験の種類

- (1) 甲種消防設備士試験
- (2) 乙種消防設備士試験

3 試験の方法

試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行う。

4 受験手続

- (1) 提出書類
- ア 受験願書

所定の用紙により試験の種類及び消防法施行規則第33条の3の指定区分（以下「指定区分」という。）ごとに提出すること。

イ 受験資格を有することを証明する書類（甲種消防設備士試験を受験する者のみ）

ウ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身像のもの）1枚

(2) 受験願書等の受付期間

昭和59年6月11日（月）から同月30日（土）まで（郵送の場合は、昭和59年6月30日（土）までの消印のあるものは、有効とする。）

(3) 受験願書等の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

(4) 受験手数料等

- ア 受験手数料
 - 甲種消防設備士試験 一の指定区分につき 5,000円
 - 乙種消防設備士試験 一の指定区分につき 3,400円

<p>1 納付方法</p> <p>アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。</p> <p>ウ 既納の手数料は返還しない。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 受験願書用紙は、各消防本部(局)、社団法人鳥取県消防設備保守協会又は鳥取県総務部消防防災課に請求すること。</p> <p>(2) その他不明な点は、鳥取県総務部消防防災課(電話0857-26-7063)に問い合わせること。</p>	<p>とする。</p> <p>(1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。</p> <p>(2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。</p> <p>(3) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。</p> <p>(4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。</p> <p>(5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。</p> <p>(6) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。</p> <p>(7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。</p> <p>4 試験の方法及び出題数</p> <p>(1) 方法 四択択一式の筆記試験による。</p> <p>(2) 出題数 50問</p> <p>5 受験資格</p> <p>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者</p> <p>(2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者</p> <p>(3) 知事が、(1)又は(2)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認めたる者</p> <p>6 受験手続</p> <p>(1) 申込期間 昭和59年9月3日(月)から同月7日(金)まで</p> <p>(2) 申込受付場所 鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所又は鳥取県米子土木</p>
<p>宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定により、昭和59年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。</p> <p>昭和59年5月25日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 試験の日時 昭和59年10月21日(日)午後1時から午後3時まで</p> <p>2 試験の場所 鳥取市生山111番地 鳥取県立鳥取工業高等学校</p> <p>3 試験の内容 おおむね次の(1)から(7)までの事項について行う。</p> <p>なお、出題法令の内容は、昭和59年4月1日現在施行されている内容</p>	

事務所

(3) 受験手数料 4,000円

(受験申込書の所定欄に4,000円に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。)

7 合格者の発表

昭和59年11月22日(木)に鳥取県公報に公告するとともに、合格者にその旨を通知する。

8 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所又は鳥取県米子土木事務所に問い合わせること。